

事務局説明資料

2025年10月30日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ

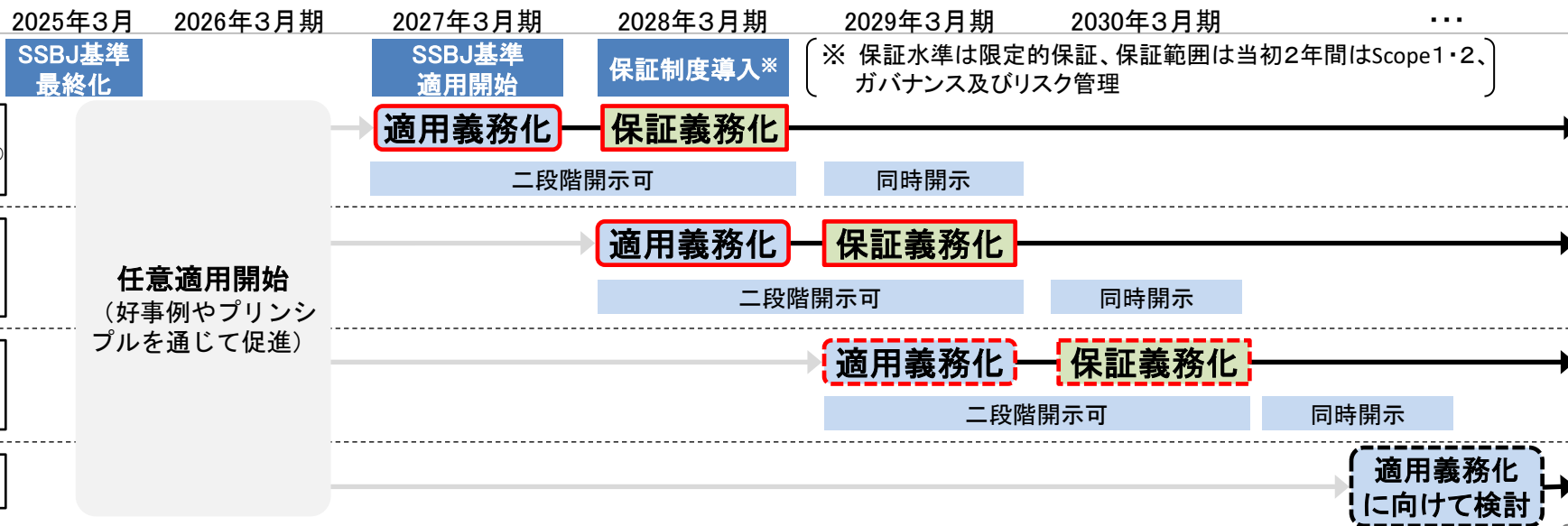
2025年7月17日時点

開示基準 の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。**
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、
 - i. 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
 - ii. 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
 - iii. 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 からの**適用開始を基本とし、iii. の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく。**
 (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
 (注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、本WGで**引き続き検討**していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け。
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、**保証の担い手**は本WGで**引き続き検討**していく。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレレッジ(Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。

サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向

- EU各国等においては制度実施に向けた動きに足元で大きな変更はない。英国においては2025年6月にサステナビリティ開示・保証に関する公開草案が公表。

	英国(未実施のため案)	フランス	ドイツ(未実施のため案)	豪州
開示基準	UK SRS (ISSB基準に基づく英国基準)	ESRS	ESRS	AASB S2 (注1)
保証範囲	- (今後検討)	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく 全ての開示情報(注2)
保証水準	- (今後検討)	限定的保証	限定的保証	合理的保証(注2)
保証の担い手	監査法人 その他の保証業務提供者 (注3)	監査法人 その他の保証業務提供者 (注4)	監査法人	監査法人
保証基準	ISSA5000と同等 の英国基準	- (今後検討)(注5)	- (今後検討)(注5)	ISSA5000と同等 の豪州基準

(注1) 豪州における開示義務は、気候関連情報のみ。

(注2) 気候関連の開示の適用開始と同時にScope1・2排出量、ガバナンス、戦略(リスク及び機会)に対する限定的保証を開始。2年目に保証範囲を全ての開示情報(定量・定性情報含む)に拡大し限定的保証を要求し、4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。最終的に2030年7月1日以降開始する会計年度までに全てのグループの全ての気候関連開示(定量・定性情報含む)に対する合理的保証を要求。

(注3) 英国では長期的には保証の義務化の必要性を考慮する予定としつつ、保証業務提供者の任意の登録や、登録された保証業務提供者を企業が任意で利用できる制度の案が示されている(次頁参照)。

(注4) その他の保証業務提供者はCOFRAC(フランス認定委員会)に認定されることが必要。また、仏は監査人とサステナビリティ保証業務提供者を統一的に監督可能とするために、従来の監査監督当局であるH3CはH2Aに組織変更し、保証業務提供者に対する監督等はH2Aが統一的に実施することとされた。

(注5) CSRDにおいて、2026年10月1日までに、保証業務(当初は限定的保証)のための保証基準の採択が予定されていたが、オムニバス法案では、保証基準の採択期限は設けないこととされ、また、2026年までに対象を絞った保証のガイドラインを公表する案が示されている。

(参考) 米国は、2024年3月の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

英国におけるサステナビリティ開示・保証制度の動向

- ❑ 2024年12月、英国政府の諮問機関であるUK Sustainability Disclosure Technical Advisory Committee (TAC)がISSB基準と概ね同一の基準であるUK Sustainability Reporting Standards (UK SRS)を英国で採用する勧告を公表。
- ❑ 2025年6月、UK SRSやその保証に関する公開草案が公表され意見募集を実施(期限は9月17日)。サステナビリティ開示・保証についての具体的な導入スケジュールは未定。

公開草案の概要

開示	適用開始時期	適用対象企業	備考
	未定 (今後政府又はFCAによる規制で定める方針)	今後検討予定(※)	ISSB基準を変更する主な提案として、IFRS S1号の移行措置として認められていた、財務諸表とサステナビリティ情報の報告の初年度における二段階開示の緩和措置の削除や、ISSB基準が許容している報告初年度における気候のみの開示に関する経過措置の1年間の延長などが含まれる

(※)適用対象企業

UK SRSの最終化後、FCA(Financial Conduct Authority)は既にプレミアムおよびスタンダード上場企業に義務付けられているTCFDの開示ルールを変更することについて、意見募集を実施予定

保証	サステナビリティ保証に関する公開草案で示された内容は以下の通り。
	✓ 保証業務提供者の登録や、登録された保証業務提供者を企業が利用することを任意とする。 ✓ 長期的にはUK SRSに基づく開示に対する保証の義務化の必要性を考慮する予定。 ✓ 新たな法的組織としてAudit, Reporting and Governance Authority (ARGA)を設立し、ARGAがサステナビリティ保証業務提供者の登録と監督を担う。 ✓ サステナビリティ保証業務提供者はprofession-agnosticとする。 ✓ 保証基準は、ISSA5000と同等の英国基準とする。

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

「中間論点整理」において、年内を目途に結論を出すこととされた事項

- 中間論点整理において、引き続き検討し、年内を目途に結論を出すこととされた事項は、以下の2点。

時価総額5,000億円以上1兆円未満のプライム市場上場企業のSSBJ基準適用開始時期

- 2029年3月期を基本としつつ、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく

第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長

- 以下の観点を踏まえつつ、引き続き検討していく
- SWGにおいて、早期の情報開示を望む意見があったこと（特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり）
 - 当初2年間の保証の範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること
 - 欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていること

（注）延長に関連する事項として、二段階開示について以下の方針が示されている。

- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすることが適当である。

中間論点整理の公表以降、これまでのところ、サステナビリティ情報についての国内外の動向には特段の変化がみられていないことから、

- 時価総額5,000億円以上1兆円未満のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用開始時期は、2029年3月期から
- 有価証券報告書の提出期限の延長は、実施しない（現行どおり事業年度終了後3月以内）こととしてはどうか。

SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応

- 中間論点整理では、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、同基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けるとされた。SSBJ基準の適用開始時期は2026年4月1日から開始する事業年度(2027年3月期)からであり、開示に対応するための企業の準備期間を十分に確保する観点からは、当該事業年度が始まる前に制度的枠組を作ることが適当と考えられる。
- このため、その他の制度的対応が必要とされた事項も併せ、2026年1月中の公布・施行を目指し、内閣府令等の改正を行うこととする。本年11月中には、改正案のパブリックコメント手続を開始する予定。

SSBJ基準の適用の義務付け

- サステナビリティ開示基準として、SSBJ基準を告示指定する。
- まずはパブリックコメントの時点で適用開始時期が確定している時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、SSBJ基準の適用を義務付ける。
(注1) 時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業への適用については、本WGの最終とりまとめを踏まえて対応する。
- 適用開始時期は、2027年3月期を初年度として、時価総額の規模に応じて段階的に定める。
(注2) SSBJ基準の適用義務付けについては、府令改正後に法律事項に格上げすることも検討する。

その他の改正事項

- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年における二段階開示
- SSBJ基準の適用状況(SSBJ基準の適用の有無等)、二段階開示等の経過措置の適用状況の開示
- 見積り情報の確定値が判明した際の翌期の半期報告書における自主的な開示
- 将来情報等に係る社内の開示手続等に係る情報の開示
- Scope3GHG排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバーの整備(ガイドライン改正)

(注3) CSRD等に基づき海外で連結ベースのサステナビリティ開示を行った場合の臨時報告書における開示については、日本企業によるCSRDの適用開始時期が2028年3月期からとなることに鑑み、別のタイミングで改正を検討する。また、CSRDにおけるEU子会社単体ベースでの開示義務の免除を受けるための要件を満たせるよう、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者を法令上指定する枠組を整備することについては、必要性を見極め、引き続き検討する。

SSBJ基準の適用対象企業の判断基準について(1)

- 「中間論点整理」では、SSBJ基準の適用対象会社の判断基準について、**5年平均の時価総額等を参考**にしつつ、様々なケースにおいても的確に対応できるような株式時価総額の算定方法について検討すべきとされた。

適用対象企業の判断基準に関する「中間論点整理」の記述

(中間論点整理)

- ISSB の「法域ガイド」では、各法域においてISSB基準が完全に導入されたものと判断するための考え方の一つとして、主要な株式指数銘柄の時価総額全体に対するサステナビリティ情報開示が強制されている企業の株式時価総額の割合に着目しているが、これは、**流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均**によって決定することとしている。**これを参考としつつ、例えば、プライム市場上場後5年を経過していない場合、組織再編があった場合、5事業年度の株式時価総額の平均値が5,000億円を下回った場合等においても的確に対応できるような株式時価総額の算定方法について、金融庁において検討を行うべきである。**

(ロードマップ)

- (注2) 時価総額の算定方法については、**5事業年度末の平均値等を参考**としつつ、検討。

適用対象企業の判断基準については、**5年平均時価総額**を基礎として検討する。

SSBJ基準の適用対象企業の判断基準について(2)

□ 5年平均時価総額の考え方を採用した場合のSSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期は、以下のとおり。

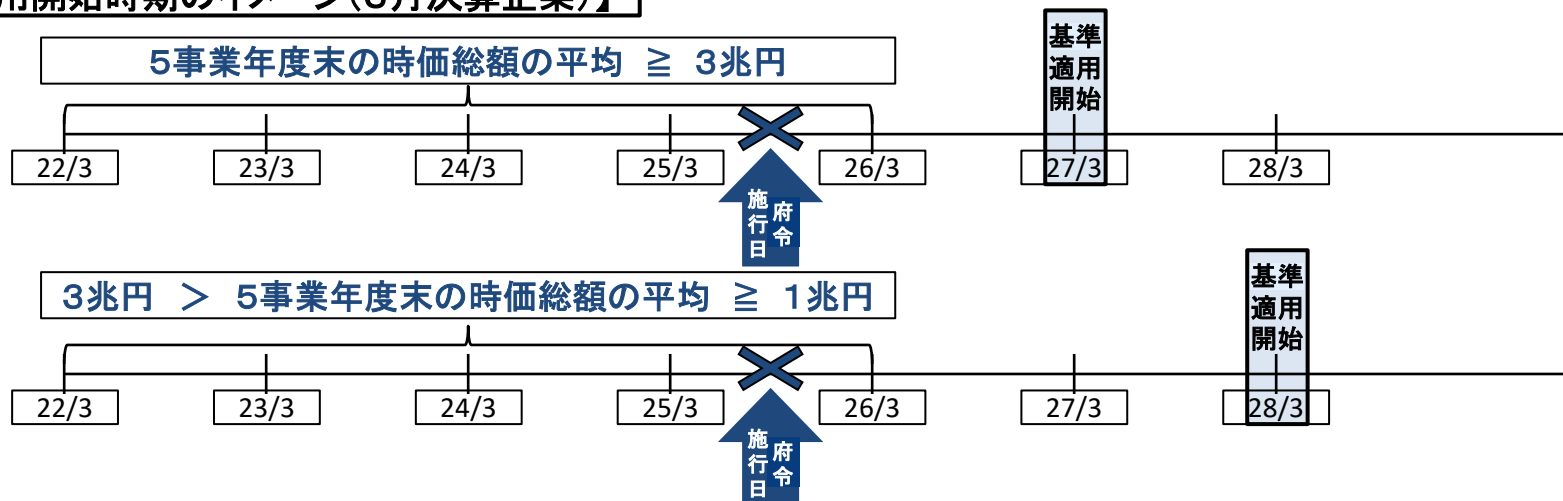
適用対象企業

- プライム市場上場企業のうち、前期末及びその前4事業年度末における時価総額の平均(5年平均時価総額)が1兆円以上の企業とする。
- 適用開始期の末日時点ではプライム市場に上場している必要がある。ただし、過去5事業年度の末日において上場している市場は、時価総額の算定ができれば足りるため、プライム市場に限らないものとする。

適用開始時期 (3月決算企業の例)

- 2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円以上である企業については、2027年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する。
- 同様に、2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円未満1兆円以上の企業については、2028年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用する。
(注1) 経過措置の適用の判定に当たっても、過去5事業年度の末日において上場している市場は、プライム市場に限らない。
(注2) 1兆円未満5,000億円以上の企業への適用時期が2029年3月31日となるよう、制度対応を検討する。

【適用開始時期のイメージ(3月決算企業)】



目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証に関する基本的な考え方

- 有価証券報告書において開示が求められるサステナビリティ情報は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報であり、投資判断を行う上で有用な材料となる。こうした情報の信頼性を確保するためには、サステナビリティ情報に対する第三者保証制度を創設し、その品質を確保するための制度整備が必要である。これは、投資者保護を図る観点から重要であると同時に、我が国資本市場の国際的な信頼性を確保することにもつながる。
 - 国際的にみると、こうした第三者保証制度について、監査法人が担い手となっている法域、監査法人に限定せず広く専門家が担い手（profession-agnostic）となっている法域がある。サステナビリティ保証に関する国際基準として開発されたISSA5000やIESSAは、監査法人だけでなくそれ以外の者も利用することを想定しており、保証業務を担う主体は各国の判断に任されている。
- 
- 我が国における第三者保証制度の検討にあたっては、将来、プライム市場上場企業全体へサステナビリティ保証が拡大される可能性も見据え、保証の信頼性を確保しつつ、将来にわたって十分な担い手を確保する制度設計とする必要がある。そして、我が国資本市場の国際的な信頼を確保し、あわせてグローバルに活躍する我が国の企業の活動を損なわないようにする観点からは、我が国の第三者保証制度が国際基準を満たしていることが必要である。
 - このため、サステナビリティ保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM1）、倫理・独立性基準（IESSA））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者を「担い手」とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが適当である。
 - なお、サステナビリティ情報の開示・保証については、これまでも企業において任意の取組が見られるものの、開示・保証実務が確立されておらず、未だ発展途上にある。今後、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示が開始され、開示・保証における実務の蓄積が期待されるため、こうした実務の蓄積を踏まえて、制度の詳細や運用を引き続き検討していくことが望ましい。

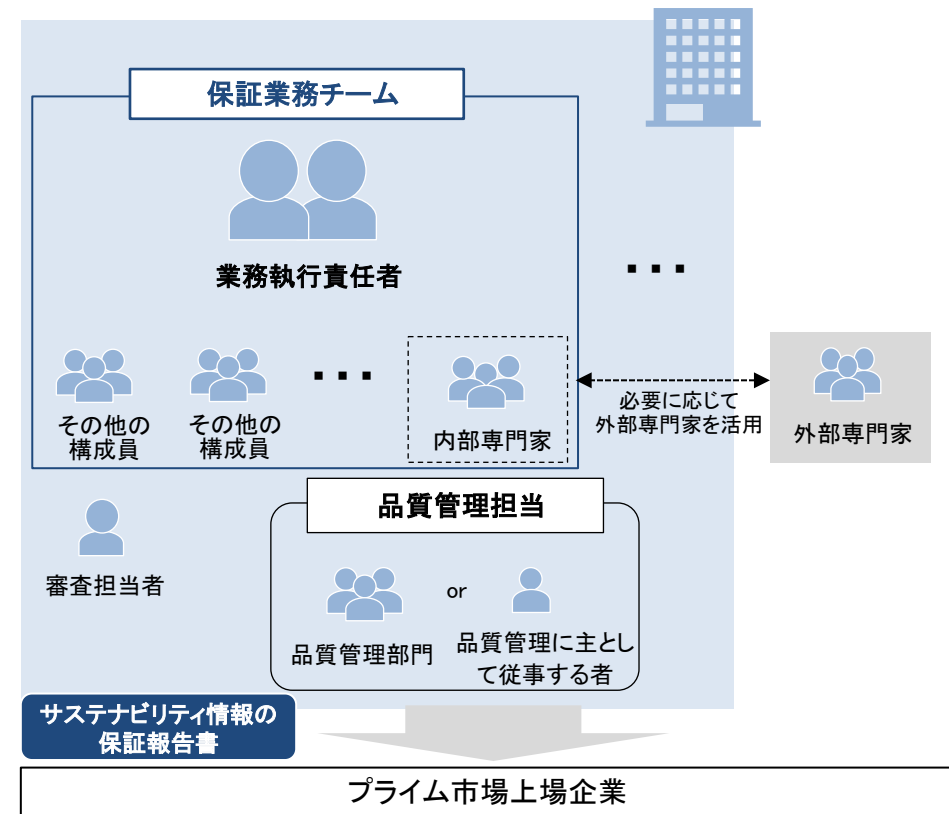
サステナビリティ保証業務の全体像

- 1 有価証券報告書への記載が義務付けられるサステナビリティ情報の保証は、**国際基準（保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM1）、倫理・独立性基準（IESSA））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとする**。そして、保証業務実施者を**登録制**とし、こうした基準に準拠した保証が提供される制度とする（監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能）。

登録業者の規制概要

- 2 **登録要件**
- **業務執行責任者の設置**（サステナビリティ保証に必要な専門的な知識・経験や能力（例：研修の受講）等）
 - 保証を実施する**上場企業の規模、特性等を踏まえた人的体制整備**（品質管理体制、保証基準の遵守体制等）（注1、2）
 - 一定の財産的基礎 等
- 3 **行為規制**
- 国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守
 - 具体的には、**守秘義務、非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション** 等
- 4 **検査・監督その他**
- 登録業者への**検査・監督は金融庁**において実施 等

〔サステナビリティ保証業務のイメージ〕



（注1）例えば、一定の上場企業に対して保証を行う登録業者は、保証に関するより充実した人的体制を整備する必要があると考えられ、その旨を登録申請時に審査することなどが考えられる。

（注2）十分な知識・経験や能力を有する人材が確保されているかなど、登録業者（法人）において国際基準に沿った保証を実施する体制が整備されているかを審査する。

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方①（保証基準等）

事務局提案

- サステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準については、国際基準と整合的に、以下の通り策定していくことが考えられるのではないかと。例えば、保証基準については、企業会計審議会等において、サステナビリティ保証の国際基準であるISSA5000との整合性が確保された保証基準を策定してはどうか。

監査基準・品質管理基準

一般に公正妥当と認められる監査の基準		
基準	企業会計審議会	・ 監査基準 ・ 監査に関する品質管理基準 等
実務の指針	日本公認会計士協会	・ 監査基準報告書 ・ 品質管理基準報告書 等

監査における倫理・独立性

法令	公認会計士法 金融商品取引法	・ 秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール） 等
基準	企業会計審議会	・ 監査基準 等
自主規制	日本公認会計士協会	・ 倫理規則 等

サステナビリティ保証基準・品質管理基準

保証の基準		
基準	企業会計 審議会等(注)	・ サステナビリティ保証基準 ・ サステナビリティ保証に関する品質管理基準 ・ 上記に関する実務の指針 等
実務の指針		

サステナビリティに関する倫理・独立性

法令・ 監督指針	金融商品取引法	・ 秘密を守る義務、業務制限（ローテーションルール） 等 ・ 上記に関する監督指針 等
基準	企業会計 審議会等(注)	・ サステナビリティ保証基準 等

(注) 基準及び実務の指針策定については、例えば以下に挙げた通り、いくつかの方法が考えられる。

- ・ 金融庁において国際基準を我が国における保証に関する基準として指定する
- ・ 企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する
- ・ 企業会計審議会において「基準」及び実務の指針を一体として策定する 等

[参考]ISSA5000(国際サステナビリティ保証基準)の概要

- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、保証基準が世界的に断片化するリスクを低減し、**一貫した、質の高いサステナビリティ保証を求める利害関係者の期待**を受け、サステナビリティ保証に関する国際基準である**国際サステナビリティ保証基準(ISSA5000)**を策定。

ISSA5000の概要

- 幅広く実務で活用されている国際保証業務基準(ISAE3000)や国際監査基準(ISA)の適切な要素を取り入れて、質の高いサステナビリティ保証業務のための基準を開発。原則主義に基づく包括的な基準であり、保証業務の開始から完了までを扱う基準。
- あらゆるサステナビリティトピックに適用可能。
例：気候変動、人的資本 等
- あらゆるサステナビリティ報告の枠組みに適用可能。
例：国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の基準、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の基準 等
- 保証水準は、**限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務について規定**。
- 監査法人以外の者も利用することを想定し、**profession-agnostic基準として開発**。
- 公共の利益に資する質の高いサステナビリティ保証業務の実施を支える基本的な前提として、**ISQM1(国際的な品質管理に関する基準)**を少なくとも満たす基準及び**IESBA倫理規程**を少なくとも満たす倫理・独立性の要求の遵守が求められる。

[参考]ISQM1(国際品質マネジメント基準)の概要

- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、事務所の品質管理の強化等を目的として、International Standard on Quality Management(ISQM)1を公表。
- ISQM1は、事務所の品質管理システムについて、**リスク・アプローチ**の適用や、**少なくとも年に一度の品質管理システムの評価**を要求。

ISQM1の概要

- 品質目標を事務所自らが、設定し、品質リスクを識別・評価し、評価した品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用(**リスク・アプローチ**)。事務所の業務の品質を合理的に確保するため、以下の品質管理システムの構成要素が挙げられている。
 - a. 事務所のリスク評価プロセス(リスク・アプローチの適用)
 - b. ガバナンス及びリーダーシップ(品質にコミットする事務所全体の組織風土、最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化、組織構造並びに役割、責任及び権限の分担等に関する品質目標の設定)
 - c. 職業倫理及び独立性(職業倫理の遵守や独立性の保持に関する品質目標の設定)
 - d. 契約の新規の締結及び更新(契約の新規締結や更新に際し、業務の内容、経営者の誠実性、事務所の能力等を考慮し、事務所の財務や業務の目的を優先せず、適切に判断することに関する品質目標の設定)
 - e. 業務の実施(責任ある業務遂行、補助者への適切な指揮、監督及び調書の査閲、職業的専門家としての適切な判断並びに懐疑心、業務に関する文書の適切な記録及び保存に関する品質目標を設定)
 - f. 事務所の業務運営に関する資源(人的資源、テクノロジー資源、知的資源等の業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分に関する品質目標を設定)
 - g. 情報と伝達(事務所内外からの適時の情報収集、事務所内外への適時の伝達に関する品質目標を設定)
 - h. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス(品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握し、識別した不備に適切に対処するモニタリング及び改善プロセス)
- 事務所の最終的な責任及び説明責任を付与された者は、**少なくとも年1度、品質管理システムを評価**。

[参考] IESSA(国際サステナビリティ倫理・独立性基準)の概要

- 国際会計士倫理基準審議会(IESBA)は、**質の高いサステナビリティ保証のための倫理・独立性基準に対する利害関係者の期待**を受け、サステナビリティ報告・保証に関連する**国際サステナビリティ倫理・独立性基準(IESSA)**を策定。

IESSAの概要

- サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、独立した規定として開発(既存のIESBA倫理基準の中に独立した章(パート5)を新設して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定)。
- 質の高いサステナビリティ保証を支えるため、既存の財務諸表監査に係るIESBA倫理・独立性基準と同水準の規定とし、バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加。
例: 基本原則(誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持、職業的専門家としての行動)、**非保証業務との同時提供禁止、ローテーション、保証業務の依頼人への就職、報酬、違法行為等への対応** 等
- あらゆる開示基準を適用したサステナビリティ情報の開示や、あらゆる保証基準(ISSA5000等)を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能。
- 監査法人以外の者も利用することを想定し、**profession-agnostic基準として開発**。
- 監査等に係る規定とあわせて開発された外部専門家の業務の利用に関する倫理規定を設定。

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方②（登録要件）

事務局提案

- サステナビリティ保証業務実施者に求められる体制整備は、**保証の質を確保できるよう、国際基準を満たす必要がある**。そこで、以下のような体制が整備されていることを登録要件として求めてはどうか。

人的体制

- **サステナビリティ開示・保証に必要な専門的知識・経験及び能力を有する「業務執行責任者」が十分確保されていること**、**現行の実務経験者の知見を活用するなど、保証が実施できる十分な業務従事者が配置されていること**などを求めてはどうか。

「業務執行責任者」については、重要性のある情報に絞るプロセスや財務情報とのつながりを含めてサステナビリティ情報を保証することを要する観点から、その要件として公認会計士資格を求めるべきとの考えもある。一方、財務情報とのつながりは重要であるものの、研修等を通じて必要な会計知識を取得するといった方法や、必要に応じて外部専門家の知見を活用するといった方法も考えられる。

品質管理体制

- **保証業務実施者が業務の品質管理の状況を適切に評価する体制を整備するため、品質管理部門又は品質管理に主として従事する者が設置されていることや、保証業務チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること**、などを求めてはどうか。

その他

- 上記の体制を整備し、品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者は「**法人**」であることを求めてはどうか。また、投資者保護の観点から、一定の資本金や出資金など財産的基礎を求めてはどうか。

[参考]欧州におけるサステナビリティ保証制度(ドイツ、フランス)

□ 保証業務実施者の能力を担保するため、ドイツ及びフランスでは以下のような制度設計となっている。

	ドイツ(未実施のため案)	フランス
保証の担い手	監査法人のみ	監査法人又はその他の保証業務提供者
試験等	・ 経済監査士試験(法定監査人の要件) + ・ サステナビリティ保証の追加試験(内容には以下が含まれる)(注1、2) ✓ 年次連結サステナビリティ報告の作成に関する法的要求事項及び基準 ✓ サステナビリティ分析 ✓ サステナビリティ事項に関するデューデリジェンス・プロセス ✓ サステナビリティ報告に関する法的要求事項及び保証基準	・ 法定監査人 会計監査役職務適性証書試験又は会計専門証書(法定監査人の要件)(注3) ・ その他の保証業務提供者 COFRAC(フランス認定委員会)に認定されたその他の保証業務提供者の社員等で修士相当の学歴等 + ・ サステナビリティ保証の試験(注4)
実務訓練	・ 少なくとも8か月間の実務訓練(注1)	・ 少なくとも8か月間の実務訓練(注3)

(注1) 2026年1月1日以前に任命された法定監査人は、法定の継続教育を受けることによりサステナビリティ保証の実施が可能。

(注2) 法定監査人となるために必要な経済監査士試験の追加試験として、サステナビリティ保証の追加試験を要求する案が示されている。
経済監査士試験は、公的機関である決算書監査人監督局(APAS)の監督下にある経済監査士会議所(WPK) が実施している。

(注3) 2026年1月1日以前に法定監査人の登録又はCOFRACの認定を受けたその他の保証業務提供者の社員等は90時間以上の研修受講によりサステナビリティ保証業務実施者の登録が可能。

(注4) 試験内容や実施主体等の詳細は明らかにされていない。

[参考] ISSA5000における業務執行責任者の責任等

□ ISSA5000（仮訳）においては、業務執行責任者について、例えば、以下の規定がある。

定義

業務執行責任者とは、ファームにより任命され、業務とその実施、及び事務所を代表して発行する保証報告書に対して責任を負い、必要な場合、専門機関、法的機関又は規制機関から適切な権限を付与されているパートナー又はその他の者をいう。（以下略）

業務レベルの品質管理

- 31.業務執行責任者は、業務の品質の管理及び達成に対する全体的な責任を負い、重要な判断及び到達した結論が業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかどうかを業務執行責任者が判断する根拠が得られるように、業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与しなければならない。（A75項からA79項参照）
- 32.業務執行責任者は、本ISSAの要求事項に関連する手続又は業務の立案や実施を業務チームの他のメンバーに割り当てることにより、本ISSAの要求事項を遵守しようとする場合、業務を割り当てられた業務チームの他のメンバーへの指揮、監督及びその作業の査閲を通じて、依然として業務の品質の管理及び達成に対する全体的な責任を負わなければならない。（A80項参照）

業務執行責任者の特性

- 33.業務執行責任者は、以下を有していなければならない。（A81項からA83項参照）
- (a)保証業務の技能及び技法について、広範な研修と実務を通じて培われた適性及び能力
 - (b)保証業務の内容及び状況を考慮して、適用される関連する職業倫理に関する要求事項（独立性に関する要求事項を含む。）の理解
 - (c)業務に関して到達した結論に関する責任を受け入れるための十分なサステナビリティの適性

業務運営に関する資源

- 41.業務執行責任者は、業務を実施するための十分かつ適切な資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて、業務の内容及び状況、ファームの方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断しなければならない。（A96項及びA97項参照）
- 43.業務実施者が、業務実施者のファーム以外のファームによる業務を利用して証拠を入手しようとする場合、業務執行責任者は、自らがそのような業務に十分かつ適切に関与できるかどうかを判断しなければならない。（A103項からA106項参照）
- (a)業務執行責任者が当該業務に十分かつ適切に関与できる場合、そのファームは構成単位の業務実施者であり、業務を実施する個人は業務チームに含まれる。このような状況においては、業務実施者は当該業務に関係して第46項から第49項を適用しなければならない。
 - (b)業務執行責任者が当該業務に十分かつ適切に関与できない場合、そのファームは他の業務実施者であり、業務実施者は、当該作業に関係して第50項から第55項を適用しなければならない。

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方③（行為規制）

事務局提案

- サステナビリティ保証業務実施者に求められる義務及び業務制限等は、**保証の質を確保できるよう、国際基準を満たす必要がある**。そこで、以下のような行為規制を課すこととしてはどうか。

ローテーションルール

- （財務諸表監査の場合と同様、）同一の者が同一企業に対して**長期間保証業務を実施することは、癒着や馴れ合いのおそれがあるため避けることが望ましいが、少なくとも、保証業務の責任者である業務執行責任者については、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れることを求めてはどうか（ローテーションルール）**。

非保証業務との同時提供禁止等

- 保証業務における**利益相反を回避し、また利益相反の外観を呈しないよう**、例えば、サステナビリティ情報の作成について助言を行った企業に対して保証業務を提供することや自らが出資する企業に対して保証業務を提供することといった**一定の場合に、サステナビリティ保証業務実施者による保証業務の提供を禁止**してはどうか。

守秘義務

- 保証業務を実施する過程において社外に周知することが予定されていない会社経営に関する秘密事項を知り得る立場にあることから、保証業務に関与する者に対して、**正当な理由なく秘密情報を他人に漏らすことを禁止**してはどうか。

その他

- 保証業務を通じて、企業による有価証券報告書において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実**（法令違反事実等）を発見し、企業において是正されない場合、当局へその旨を通知する** 等

[参考] IESSAにおける保証業務実施者への要求事項

□ IESSA（仮訳）においては、保証業務実施者への要求事項として、例えば、以下の規定がある。

ローテーションルール

《セクション5540 サステナビリティ保証業務の依頼人に対する担当者の長期関与とローテーション》

R5540.5 事務所は、生じた阻害要因が、**担当者をローテーションによりサステナビリティ保証業務チームから外すことによってしか対処し得ない水準にあると判断**する場合、適切なクーリングオフ期間を定めなければならない。**担当者は、その期間中、次のいずれも行ってはならない。**

- (1) **サステナビリティ保証業務の業務チームの構成員となること。**
- (2) **当該業務の審査を実施すること、又は審査と同様のレビューを実施すること。**
- (3) **サステナビリティ保証業務の結果に直接的な影響を及ぼすこと。**

当該期間は、馴れ合い及び自己利益という阻害要因に対処するために十分な期間でなければならない。社会的影響度の高い事業体の場合、これに加え、R5540.7項からR5540.23項までの規定も適用される。

(略)

《② サステナビリティ保証業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合》

R5540.7 サステナビリティ保証業務の依頼人が**社会的影響度の高い事業体**の場合、R5540.9項(略)の場合を除き、**担当者は、累積して7報告期間(監査業務に関与する場合は、会計期間を含む。以下、本セクションにおいて同じ。)**を超えて、**次のいずれかの役割(複数の役割で関与する場合を含む。)**で関与しては**ならない。**

- (1) **サステナビリティ保証業務執行責任者**
- (2) **サステナビリティ保証業務に係る審査担当者として選任された者**
- (3) **その他のサステナビリティ保証業務の主要な担当社員等**
- (4) **監査業務の主要な担当社員等**

累積して7報告期間関与した後、当該者に対しては、R5540.13項からR5540.21項までに規定されたクーリングオフ期間を設けなければならない。

非保証業務との同時提供禁止等

《セクション5600 サステナビリティ保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供》

R5600.13 事務所は、事務所又はネットワーク・ファームが**サステナビリティ保証業務の依頼人に対して複数の非保証業務を提供する場合、個々の業務により生じる阻害要因に加えて、業務の複合的影響により独立性に対する阻害要因が生じるか、又は阻害要因に影響を与えるかどうかを検討**しなければならない。

R5600.15 事務所又はネットワーク・ファームは、サステナビリティ保証業務の依頼人に対して非保証業務を提供する際、事前に、次の(1)及び(2)のリスクの有無を評価し、当該業務の提供により自己レビューという阻害要因が生じる可能性があるかどうかを判断しなければならない。

- (1) 業務の結果が、事務所が意見を表明するサステナビリティ情報、当該情報の基礎となる記録又はサステナビリティ報告に係る内部統制の一部を形成するか、又はそれらに影響を及ぼすことになるリスク
- (2) 事務所が意見を表明するサステナビリティ情報の保証作業の過程において、当該事務所又はネットワーク・ファームが当該業務の提供の際に行った判断又は実施した活動を、サステナビリティ保証業務チームが評価し、又はそれらに依拠することになるリスク

[参考] IESSAにおける保証業務実施者への要求事項

非保証業務との同時提供禁止等(続き)

《キ. 自己レビューという阻害要因》

R5600.17 事務所又はネットワーク・ファームは、**非保証業務の提供により、事務所が意見を表明するサステナビリティ情報の保証作業に関して自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合、社会的影響度の高い事業体であるサステナビリティ保証業務の依頼人に対して、当該業務を提供してはならない**(第5600.14 A1項及びR5600.15項参照)。

《ク. 助言及び提言の提供》

R5600.18 R5600.17項の例外として、事務所又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体であるサステナビリティ保証業務の依頼人に対して、次のいずれも満たす場合に限り、サステナビリティ保証業務の過程で生じる情報又は事項に関連する助言及び提言を提供することが認められる。

- (1) 事務所が、経営者の責任を担わないこと(略)。
- (2) 事務所が、助言の提供によって生じる可能性のある、自己レビュー以外の独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、概念的枠組みを適用すること。

R5600.22 社会的影響度の高い事業体のサステナビリティ情報について保証作業を実施する事務所は、当該事務所又はネットワーク・ファームが、次のいずれかの事業体に対して非保証業務を提供する契約を締結する前に、次の(1)及び(2)の事項を実施しなければならない。ただし、ガバナンスに責任を有する者と合意したプロセスを確立する際に、既にこれらの事項に対処している場合を除く。

- (1) 事務所が提供する業務が次のいずれも満たすと判断したことを、社会的影響度の高い事業体のガバナンスに責任を有する者に通知する。
 - ① 業務が禁止されていないこと。
 - ② 社会的影響度の高い事業体のサステナビリティ保証業務の実施者としての事務所の独立性に対する阻害要因が生じない業務であるか、又は識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にはないが除去されるか、許容可能な水準にまで軽減される業務であること。
- (2) 業務の提供により、事務所の独立性に対して及ぼす影響を適切に評価可能にする情報を、社会的影響度の高い事業体のガバナンスに責任を有する者に提供する。

R5600.23 事務所又はネットワーク・ファームは、社会的影響度の高い事業体のガバナンスに責任を有する者との間で合意したプロセスに基づいて、又は個別の業務に関して、次のいずれの事項にもガバナンスに責任を有する者が了解しない限り、R5600.22項に規定されている**いずれの事業体に対しても非保証業務を提供してはならない**。

- (1) 業務の提供により、社会的影響度の高い事業体にサステナビリティ保証業務を実施する事務所の独立性に対する阻害要因は生じないという事務所による結論又は識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にない場合には、除去されるか、許容可能な水準にまで軽減されるという事務所による結論
- (2) 業務の提供

《サブセクション5601 サステナビリティ情報及びデータの作成及び管理業務》

《③ サステナビリティ保証業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合》

R5601.6 事務所又はネットワーク・ファームは、**社会的影響度の高い事業体**であるサステナビリティ保証業務の依頼人に対して、**事務所が意見を表明するサステナビリティ情報に影響を与える可能性のあるサステナビリティ情報及びデータの作成及び管理業務を提供してはならない**。

[参考] IESSAにおける保証業務実施者への要求事項

守秘義務

《サブセクション5114 — 秘密保持》

R5114.1 サステナビリティ保証業務の実施者は、秘密保持の原則を遵守しなければならない。同原則は、業務実施者に対して、業務上知り得た情報の秘密を守ることを求めている。

(略)

R5114.2 R5114.3項の場合を除き、サステナビリティ保証業務の実施者は、次のいずれも行ってはならない。

- (1) 業務上知り得た秘密情報を開示すること。
- (2) 業務上知り得た秘密情報を、業務実施者、事務所又は第三者のために利用すること。
- (3) 業務上知り得た秘密情報を、業務上の関係が終了した後であっても、利用又は開示すること。
- (4) 秘密保持の義務が適用される情報について、その情報が適切に、又は不適切に、公に入手可能となったかにかかわらず、利用又は開示すること。

R5114.3 R5114.2項の例外として、サステナビリティ保証業務の実施者は、次のいずれかの場合に正当な理由があるとして、秘密情報を開示又は利用することが認められる。

- (1) 開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合
- (2) サステナビリティ保証業務の依頼人又は秘密情報の開示若しくは利用を許可する権限を有する者からの了解が得られている場合で、かつ、法令等により禁止されていない場合

その他

R5360.13 サステナビリティ保証業務の実施者は、経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と違法行為又はその疑いについて協議する際に、経営者又はガバナンスに責任を有する者が対応策を講じていない場合には、適切かつ適時に、次のいずれかの対応策が講じられるように、経営者又はガバナンスに責任を有する者に要請しなければならない。

- (1) 違法行為を阻止若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減すること。
- (2) まだ発生していない場合には、違法行為を未然に防ぐこと。
- (3) 法令が要求する場合又は公共の利益のために必要な場合、適切な規制当局に当該事項を報告すること。

(略)

R5360.15 サステナビリティ保証業務の実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適用される法令、適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することを規定する法令が含まれる。
- (2) 次の事項に関する要求事項を含む、適用されるサステナビリティ保証業務の基準に基づく要求事項
 - ① 不正を含む違法行為の識別及び対応
 - ② ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
 - ③ 違法行為又はその疑いがサステナビリティ保証報告書に及ぼす影響の検討

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方④（検査・監督等）

事務局提案

- 一般的に、自主規制機関があることの利点としては、政府規制に上乗せする基準等の遵守を求めることができること、当局よりも迅速かつ機動的に対処できること、実務を踏まえた専門的な知見を提供できることなどが挙げられる。
- 一方、サステナビリティ情報の開示・保証実務は、企業による任意の取組が見られるものの、確立されておらず発展途上にある。今後、法令に基づく開示・保証実務が蓄積され、それに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、当局及び関係者間で議論を進め、自主規制機関のあり方を検討することが望ましいのではないかと。（注）

（注）サステナビリティ保証業務についても、例えば、自主規制機関における自主的なモニタリング、会員の能力開発・苦情相談といったことを将来的に自主規制機関が実施することも考えられる。

- このため、当面の間は金融庁が検査・監督の主体となることが適当ではないか。

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

その他の論点(任意の保証等)

事務局提案

- 「任意の保証」とは、有価証券報告書における義務的保証の対象でない情報について保証を受けること（例：義務化対象企業がScope3の保証を受けること）、義務化対象ではない企業が保証を受けることを指す。
- 企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」は、開示情報の信頼性が高まるとともに投資者保護にも資するため、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいと考えられる。このため、「任意の保証」が①SSBJ基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報に対するもので、②登録されたサステナビリティ保証業務実施者によるものであり、かつ③登録業者が遵守する保証基準に沿ったものである場合、有価証券報告書へ保証報告書を添付できることとしてはどうか。
- 一方、上記の要件を満たさない場合、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書へ保証報告書の添付を認めないことが適当ではないか。また、上記の要件を満たさない場合において、企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書に記載するときは、同様に投資家を誤認させないよう、保証に関する情報の開示を求めることとしてはどうか。（注）

（注）例えば、保証業務実施者の名称・登録の有無、準拠した基準や枠組み等を開示することが考えられる。

[参考]任意の保証の整理

■ 「任意の保証」について、以下の①～③が保証報告書に記載されているか。

- ① 対 象：SSBJ基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報
- ② 実施者：登録業者（登録されたサステナビリティ保証業務実施者）
- ③ 基 準：登録業者が遵守する保証基準

「任意の保証」の例

- ・義務化対象企業がScope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受けた
- ・義務化対象企業が義務化開始時期より早期に保証を受けた
- ・義務化対象でない企業が保証を受けた

要件を満たす

- ✓ 有価証券報告書に保証報告書の添付を認める。
- ✓ 保証業務実施者は、「任意の保証」であっても、法令等で定める行為規制等が課される。また、金融庁の監督・検査等の対象となる。

要件を満たさない

- ✓ 有価証券報告書に保証報告書の添付を認めない。
- ✓ 保証を受けた旨を有価証券報告書に記載する場合、投資家を誤認させないよう、保証に関する情報の開示を求める。

【開示する情報(例)】

- ・ 保証業務実施者の名称、登録の有無
- ・ 準拠した基準や枠組み 等

目次

1. サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向
2. サステナビリティ情報の開示に関する論点
3. サステナビリティ情報の第三者保証制度(基本的な考え方・全体像)
4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方
 - ① 保証基準等
 - ② 登録要件
 - ③ 行為規制
 - ④ 検査・監督等
 - ⑤ その他の論点(任意の保証等)
5. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

総論

- 国際的な動向を踏まえつつ、本WGで取りまとめた「中間論点整理」におけるロードマップに基づいて進めていくことについて、どう考えるか。

サステナビリティ 情報の開示 に関する論点

- 時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用開始時期を2029年3月期とすることについて、どう考えるか。
- 第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長を行わないという方向性について、どう考えるか。
- 適用対象企業の判断基準を過去5事業年度の末日における時価総額の平均値とすることについて、どう考えるか。

サステナビリティ 情報の保証 に関する論点

- サステナビリティ保証は、国際基準(ISSA5000、ISQM1、IESSA)と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者を保証業務実施者とする第三者保証制度のあり方について、どう考えるか。
- 国際基準と整合性が確保された基準に準拠するため、保証業務実施者に対して人的体制や業務管理体制の整備、守秘義務やローテーションルールなどを求めることについて、どう考えるか。
- 義務化対象ではない企業が保証を受ける場合など、「任意の保証」の取扱いについて、どう考えるか。